

令和6年9月13日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2 件
(うちガスこんろ(都市ガス用) 1 件、
開放式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用) 1 件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1 件
(うち液晶ディスプレイモニター 1 件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 19 件
(うち介護ベッド 1 件、電気洗濯乾燥機 1 件、電子レンジ 1 件、
電気洗濯機 1 件、エアコン(室外機) 1 件、ポータブルDVDプレーヤー 1 件、
草刈機 1 件、電動アシスト自転車 1 件、LEDランプ(環形) 1 件、
電気掃除機(自走式) 1 件、スピーカー(充電式) 1 件、自転車 1 件、
照明器具 1 件、エアコン 1 件、扇風機 1 件、フードミキサー(ブレンダー) 1 件、
パワーコンディショナ(太陽光発電システム用) 1 件、
映像録画装置(防犯カメラ用) 1 件、コンセント 1 件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：土屋、別所、庄田

電 話：03(3507)9204(直通)

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400599	令和6年8月12日	令和6年9月11日	ガスこんろ(都市ガス用)	PA-370WHA-R	株式会社パロマ	火災 死亡1名 軽傷1名	当該製品を使用中、当該製品及び建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	熊本県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年9月4日
A202400600	令和6年9月6日	令和6年9月11日	開放式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)	PH-5BN	株式会社パロマ	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400586	令和6年6月27日	令和6年9月9日	液晶ディスプレイモニター	VW2220H	ベンキュージャパン株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品のACアダプター部から発煙する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年8月29日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400579	令和6年8月20日	令和6年9月9日	介護ベッド	重傷1名	当該製品を使用中、腰を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A202400580	令和6年8月24日	令和6年9月9日	電気洗濯乾燥機	火災	当該製品を使用後、発煙したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	広島県	令和6年9月5日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202400581	令和6年8月29日	令和6年9月9日	電子レンジ	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	群馬県	
A202400582	令和6年8月31日	令和6年9月9日	電気洗濯機	火災	火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	
A202400583	令和6年8月31日	令和6年9月9日	エアコン(室外機)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A202400584	令和6年8月31日	令和6年9月9日	ポータブルDVDプレイヤー	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	新潟県	
A202400585	令和6年3月4日	令和6年9月9日	草刈機	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	広島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年3月5日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A202400587	令和6年9月2日	令和6年9月10日	電動アシスト自転車	火災	駐輪場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400588	令和6年8月11日	令和6年9月10日	LEDランプ(環形)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の設置状況を含め、現在、原因を調査中。	北海道	照明器具に関する事故(A202400506)と同一事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年9月4日
A202400589	令和6年8月7日	令和6年9月10日	電気掃除機(自走式)	火災	当該製品を充電中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	令和6年8月22日に消費者安全法の重大事故等として公表済事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年9月3日
A202400590	令和6年8月 ※不明	令和6年9月10日	スピーカー(充電式)	火災	車両内で当該製品をシガーソケットに接続していたところ、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和6年8月29日に消費者安全法の重大事故等として公表済事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年9月5日
A202400591	令和6年8月8日	令和6年9月10日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、左腕を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	奈良県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年8月30日
A202400592	令和6年8月30日	令和6年9月10日	照明器具	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	熊本県	
A202400593	令和6年9月2日	令和6年9月10日	エアコン	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	静岡県	製造から15年以上経過した製品
A202400594	令和6年9月1日	令和6年9月10日	扇風機	火災	当該製品から発火する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400595	令和6年8月17日	令和6年9月10日	フードミキサー(ブレンダー)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	群馬県	
A202400596	令和6年9月1日	令和6年9月11日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	当該製品及び周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202400597	令和6年8月28日	令和6年9月11日	映像録画装置(防犯カメラ用)	火災	異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	京都府	
A202400598	令和6年8月13日	令和6年9月11日	コンセント	火災	施設で当該製品にマルチタップ及び延長コードを介して電気製品を接続していたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年9月5日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

液晶ディスプレイモニター（管理番号：A202400586）

